



作成日 2011/06/07
改訂日 2018/04/01

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ASガード G3しごき用 硬化剤W(GHS)
製品コード	CE-F02-1241
供給者の会社名称	宇部興産建材株式会社
住所	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
電話番号	03-5419-6206
FAX番号	03-5419-6265

2. 危険有害性の要約 GHS分類

健康有害性	急性毒性(経口) 区分4 急性毒性(経皮) 区分3 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2 皮膚感作性 区分1 生殖細胞変異原性 区分2 発がん性 区分2 生殖毒性 区分2 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(肝臓 視覚器 心臓 腎臓 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(肝臓 心臓)
環境有害性	水生環境有害性(急性) 区分1 水生環境有害性(長期間) 区分1 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H302 飲み込むと有害
H311 皮膚に接触すると有毒
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H319 強い眼刺激
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い
H351 発がんのおそれの疑い
H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
H370 肝臓、視覚器、心臓、腎臓、中枢神経系の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓、心臓の障害
H400 水生生物に非常に強い毒性
H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き 予防策

眼、皮膚、衣類に付けないこと。(P262)
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
換気の良い場所で使用すること

対応	気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314) 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313) 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
保管	容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
4, 4' -メチレンジアニリン	30~40%	C13H14N2	(4)-40	公表	101-77-9
その他	60~70%	不明			

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

4, 4' -メチレンジアニリン(法令指定番号:597)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

4, 4' -メチレンジアニリン(法令指定番号:446)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
多量の水と石鹼で洗うこと。
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。
皮膚を速やかに洗浄すること。
医師の診断、手当てを受けること。
医師に連絡すること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

医師に連絡すること。
直ちに医師に連絡すること。
口をすすぐこと。
医師の診断、手当てを受けること。
医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

消火剤
特有の消火方法
消火を行う者の保護

泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂
関係以外は安全な場所に退去させる。
消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置

区域より退避させること。

環境に対する注意事項

適切な保護具を着用する。
漏れ出した物質の下水、排水溝、低地への流出を防止する。

封じ込め及び浄化の方法
及び機材
二次災害の防止策

不活性の物質(乾燥砂、土など)に吸収させて、容器に回収する。
漏洩物を回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。

安全取扱注意事項

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

保管

安全な保管条件

保護手袋/保護眼鏡/顔面保護具を着用する。
指定された個人用保護具を使用すること
換気の良い場所で取り扱うこと。

安全な容器包装材

国又は都道府県の規則に従って保管すること。
容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。
最初の容器内でのみ保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
4, 4'-メチレンジアニリ	未設定	0.4mg/m3(皮)	TWA 0.1ppm (Skin)

設備対策
保護具

呼吸器の保護具
手の保護具
眼の保護具
皮膚及び身体の保護具

適切な換気のある場所で取り扱う。
呼吸器保護具を着用すること。
保護手袋を着用すること。
保護眼鏡/顔面保護具を着用する。
適切な保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状态
形状
色

液体
液体
褐色
刺激臭
データなし
データなし
データなし
データなし

臭い
臭いのしきい(閾)値

pH

融点・凝固点

沸点、初留点及び沸騰範囲

引火点

122°C (セタ密閉式)

蒸発速度

データなし

燃焼性(固体、気体)

データなし

燃焼又は爆発範囲

下限
上限

データなし

データなし

蒸気圧

データなし

蒸気密度	データなし
比重(密度)	1.1
溶解度	水に不溶
n-オクタノール／水分配	データなし
係数	
自然発火温度	データなし
分解温度	データなし
粘度(粘性率)	900mPas
動粘性率	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	通常の保管条件/取り扱い条件において安定である。
危険有害反応可能性	データなし
避けるべき条件	データなし
混触危険物質	酸、塩基、酸化性物質、還元性物質。
危険有害な分解生成物	データなし

11. 有害性情報

4, 4'-メチレンジアニリンとして

急性毒性(経口)	ラットLD50=335 mg/kg
急性毒性(経皮)	ラットLD50=1,000 mg/kg
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ウサギ:わずかな刺激性
性	
眼に対する重篤な損傷性	ウサギ:軽度の刺激性
又は眼刺激性	
呼吸器感受性	ヒトで皮膚感作性の報告がある。
皮膚感受性	ヒトで皮膚感作性の報告がある。
生殖細胞変異原性	体細胞in vivo変異原性試験(小核試験、染色体異常試験):陽性
発がん性	ACGIH:A3, IARC:2B EU GHS分類:Cat.1B
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1に相当するガイダンス値の範囲で肝臓、腎臓、心臓、中枢神経系、視覚器に影響が認められている。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分2に相当するガイダンス値の範囲で肝臓、心臓に影響が認められている。

12. 環境影響情報

4, 4'-メチレンジアニリンとして

水生環境有害性(急性)	魚類(Brachydanio rerio)96h-LC50=42 mg/L オオミジンコ48h-EC50=2.3 mg/L 藻類(Senedesmus subspicatus)96hLC50=9.8 mg/L
水生環境有害性(長期間)	生物蓄積性は低い(BCF=15) 難分解性(BOD 2%、28日間)

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
-------	---

汚染容器及び包装

容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報
IMOの規定に従う。
UN No. 2810
Proper Shipping Class TOXIC LIQUID, ORGANIC, N.O.S.
6.1
Packing Group III
Marine Pollutant Not applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code Not applicable

国内規制

航空規制情報
ICAO/IATAの規定に従う。
UN No. 2810
Proper Shipping Class TOXIC LIQUID, ORGANIC, N.O.S.
6.1
Packing Group III
陸上規制 該当しない
海上規制情報 船舶安全法の規定に従う。
国連番号 2810
品名 その他の毒物(有機物)(液体)(他の危険性を有しないもの)
国連分類 6.1
容器等級 III
海洋汚染物質 非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質 非該当
航空規制情報 航空法の規定に従う。
国連番号 2810
品名 その他の毒物(有機物)(液体)(他の危険性を有しないもの)
国連分類 6.1
等級 III
緊急時応急措置指針番号 153

15. 適用法令

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

消防法
大気汚染防止法

第4類引火性液体、第三石油類非水溶性液体 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)

海洋汚染防止法

個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示)

外国為替及び外国貿易法
船舶安全法
航空法

輸出貿易管理令別表第1の16の項 毒物類・毒物(危規則第3条危険物告示別表第1) 毒物類・毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1)

港則法

化学物質排出把握管理
促進法(PRTR法)
労働基準法

その他の危険物・毒物類(毒物)(法第21条第2
項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別
表)
第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1
条別表第1)
疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35
条別表第1の2第4号1)
感作性を有するもの(法第75条第2項、施行規則
第35条別表第1の2第4号、平8労基局長通達、
基発第182号)

16. その他の情報
記載内容の取扱い

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基
づいて作成しておりますが、記載データや評価に関
しては、いかなる保証もなすものではありません。
また、注意事項は通常取扱いを対象としたもの
ですので、特別な取扱いをする場合には新たに用
途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い
願います。